

令和4年度政策・実務研修(JAMP共通実施研修) レポート 優秀作 固定資産税課税事務 (十地)

雑種地評価の公平性について

香川県高松市財政局税務部資産税課土地係 主事 小西 佑季

1 はじめに

固定資産税評価基準において、雑種地の評 価は、ゴルフ場等用地及び鉄軌道用地を除き、 雑種地の売買実例価額から評定する適正な時 価によってその価額を求める方法によるもの としており、また、市町村内に売買実例価額 がない場合は、土地の位置、利用状況等を考 慮し、附近の土地の価額に比準してその価額 を求める方法によるものとしている。実際に は、自治体が対象土地の売買実例価額を入手 することは困難であるため、後者の近傍地比 準方式によって雑種地評価を行っている。ま た、評価基準には詳細な評価方法が記されて おらず、公平な課税をするにあたり、各評価 員で評価の仕方が違わないように、自治体に おいて評価基準に則った実務要領等が作成さ れ、それに従って、評価員は評価を行っている。 しかし、雑種地とは、田、畑、宅地、鉱泉地、 池沼、山林、牧場及び原野のいずれにも該当 しない土地であり、周りに宅地がほとんどな く田畑に囲まれた中にある平らに整地された 資材置き場や、宅地が多くあるエリアにある が現況は畑を潰して少し整地し車を数台置い ている土地などその実態は様々であるため、 同じ現場を見ても各自治体、各評価員の解釈 の違いで最終算出する評価額が異なってしま うのではないかと公平な評価をすることに難 しさを感じている。本レポートでは、研修で の講義を踏まえ、雑種地の評価における比準 元の土地の選定について考察し、雑種地評価 の公平性を保つにはどうすればよいか考えて みたい。

2 比準元の土地の選定に関する通説

雑種地を評価する際は、まず比準元の土地 の選定を行う。資産評価システム研究センター の「土地に関する調査研究―雑種地の評価方 法(近傍地比準の具体的方法)—」(p.41比準 元の土地の選定)では、比準元の土地につい ては、土地の位置、利用状況等を考慮し、個 別に判断せざるを得ないと前置きしつつも、 不動産鑑定評価基準を参考にし、当該雑種地 そのものの利用状況だけに着目するのではな く、周辺の土地を含めた地域が、どのような 種別の地域にあてはまるかにも着目して、宅 地地域に存する場合は宅地比準、農地地域に 存する場合は農地比準、林地地域に存する場 合は山林比準と判断することが一般的である としている。また、裁判例を参考に、市街化 区域に存する雑種地であっても市街化が遅れ ているエリアについては、転換前の土地の種 別の価格を基礎として評価することが適当と 認められるとし、逆に、農地地域、林地地域 に存していても、宅地への転用の可能性が高 いと認められ、付近に状況が類似する宅地が 存する場合には、宅地比準とすべきとしてお り、都市計画の状況を参考に宅地としての利 用可能性を検討することも有用であるとして いる。

このように、比準元の土地の選定について

は、利用状況、存する地域の種別、宅地としての利用可能性等を総合的に判断し決定することが妥当とされている。

3 比準元の土地の選定に関する自治体間の考え方の違い

筆者が所属する自治体は、どの程度宅地に 近い地盤レベルかといった利用状況を重視し て比準元の土地を選定している。そのため、 少し造成すれば直ちに宅地として利用可能で あれば、その土地が田畑の多いエリアに属し ていたとしても、原則宅地比準で評価し、土 地の位置や接道状況等を考慮する場合は道の 関係補正で調整することとなっている(標準 地比準方式の場合)。逆に、畑を潰して少し整 地した程度の地盤レベルの低い雑種地は、宅 地が多くあるエリアにあったとしても農地比 準で評価している。

「土地に関する調査研究―雑種地の評価方法 (近傍地比準の具体的方法) ―」の付属資料と してある自治体職員が各自治体における雑種 地の評価方法を紹介する資料をみると、すべ て宅地比準としている東京都や船橋市、比準 元の土地の地目の選定について宅地への転用 可能性を重視して判断する大分市、存する地 域の種別を重視して判断する秋田市のように、 比準元の土地の選定一つとっても、各自治体 で独自の考え方があり、統一化が図られてい ないことがわかる。今回の研修において各自 治体にヒアリングした結果においても、宅地 比準でのみ評価する自治体と、現況によって 宅地比準以外でも評価している自治体がそれ ぞれ複数あった。しかし、ある土地が、宅地 比準のみで評価する自治体Aでは宅地比準、 利用状況を重視する自治体Bでは農地比準と 判断された場合、両者で最終的に算出される

価額に大きな差があれば、評価方法の統一化が図られていないことによって納税者にとって不公平な課税となってしまっていると言えるのではないだろうか。

4 比準元の地目が評価額に与える影響

宅地比準か宅地以外の土地を比準するかの 判断に関連して、評価額算出の際に考慮され るのが、宅地化するのに必要な造成費相当額 である。宅地比準雑種地の場合は標準宅地と 同程度の状態にするのにかかる造成費相当額 を近傍標準宅地の単価から控除、農地比準雑 種地の場合は、農地から現在の状態に転用し た際にかかった造成費相当額を近傍農地の単 価に加算する。

宅地比準とした場合、評価替えごとに総務 省から通知される「市街地区域農地の評価に 用いる「通常必要と認められる造成費に相当 する額」について」を参考に、標準宅地の価 格から造成費相当額を控除する方法や造成費 相当額分を考慮した比準割合を乗じる方法を とっている。上記の通知には、盛り土の高さ 別に、土盛整地費及び擁壁費からなる直接工 事費、共通仮設費並びに現場管理費を合計し、 1 ㎡あたりの金額に割り戻した額の記載があ る。どの程度の控除額や比準割合とするかは 自治体ごとの実務要領等によって決められて いるため、統一化されていない。仮に、評価 対象土地と同じ状況類似地域にある標準宅地 の価格が6,000円/㎡であったとすると、造成 費相当額を考慮した比準割合を0.7と定める自 治体で算出される単価は、その他減価要素が なければ4,200円/㎡となる。

一方、農地比準とした場合、土を盛る程度 の簡易な造成のため、所有者が自ら造成する ことが可能であるとの見方から、利用状況を みて程度の差はあるが、上記の通知の「土盛整地費」のみ考慮した造成費相当額を採用するのが一般的である。筆者の所属する自治体では、高くても100円/㎡程度の農地の単価に、程度別に160円から1,160円まで設定された造成費加算額を考慮しても、その他の調整を行わなければ1㎡あたり1,500円にも達しない単価となる。宅地比準で評価する場合、標準宅地の価格にもよるが、通常では採用しないような大きな減価補正をしなければこのような安い単価にはならない。

このように、一般的に、造成費加算を土盛整地費分のみ考慮する農地比準で算出する評価額は、標準宅地の価格を基に算出する宅地 比準で算出する評価額よりかなり安くなると 考えられる。

5 おわりに

以上の考察から、雑種地評価については、 同じ土地の評価であっても、宅地比準か宅地 以外の比準かによって最終的に算出される価 格が異なってしまうことが大いに考えられ、 自治体で実務要領が統一されていないことが 公平な課税を妨げる障壁となっているのでは ないかと考える。実務要領が統一されていな い中、課税の公平性を保つためにできること は、比準元の土地の地目を何にしたとしても、 対象土地の利用状況、存する地域の種別、宅 地としての利用可能性等を総合的に検討した 結果が価額に反映できているかどうか丁寧に 確認し、標準宅地との価格差の根拠を明確に しておくことであると考える。また、雑種地 の評価は、土地の現況が様々であるため、適 正な時価や公平性を意識すればするほど、他 の地目と比べ評価が複雑になりがちである。 公平性を保ち、且つ納税者の理解が得られる

具体的な雑種地の評価方法を、今後、同じ自 治体の評価員や他の様々な自治体の評価員と 意見交換する中で考えていきたい。